

令和6年度愛媛県ゼロカーボン・モデル製品創出支援事業委託業務仕様書

1 委託業務名

令和6年度愛媛県ゼロカーボン・モデル製品創出支援事業委託業務

2 目的

愛媛県内の温室効果ガス排出量の約6割を占める産業部門のうち、中小企業においては、専門的な知識・ノウハウ等の不足や取り組むメリットの見えにくさ、コスト負担などの理由から、脱炭素化に向けた対応が遅れている状況にある。

こうした状況の中、企業の製造現場の各工程におけるCO2排出量の把握・分析や、実効性の高いCO2削減施策の検討・提案、CO2削減価値を付加した製品の開発・改良等の支援を通じて、県内中小企業の脱炭素化に向けた取組みを促進するとともに、他の中小企業のモデルとなる製品や取組み等を創出することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日まで

4 委託上限額

20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

(1) 伴走型コンサルティング支援

県内中小企業の製造現場に入って、CO2削減価値を付加した製品の開発・改良等に向けて、各企業の実情に合わせたコンサルティングを行うこと。コンサルティングは、対面又はオンラインのいずれかにより実施するものとする。なお、業務実施に当たっては、えひめ脱炭素経営支援コンソーシアム（※）と連携のうえ、進めるものとする。

（※）えひめ脱炭素経営支援コンソーシアム

地域脱炭素を促進するため、県内の脱炭素化の旗振り役である愛媛県と、地域経済に密着し県内事業者とのネットワークをもつ伊予銀行・愛媛銀行が、相乗効果を生み出しながら、県内事業者の脱炭素化に向けた取組み等を支援する目的で、令和6年3月に設立したコンソーシアム。

<伴走型コンサルティング支援の主な流れ>

- ①県内中小企業における製造の工程を細かく分解
- ②分解した各工程におけるCO2排出量を把握・分析
- ③工程改善や原材料見直し、製品における新機能の導入、既存機能の改良等による実効性の高いCO2削減施策を検討・提案
- ④CO2削減価値を付加した製品の開発・改良

(上記支援に当たっての留意点)

※上記支援に当たっては、カーボンフットプリントへの対応も考慮すること。

※業務終了後においても、支援先企業が、継続的に課題解決に取り組むための工夫を行うこと。

<支援する県内中小企業の選定>

①支援対象企業数：4社

②支援対象企業の選定：

製紙・紙加工業、機械製造、金属加工、食品製造など各業界におけるモデルケースを創出するため、主に各業界や地域産業を牽引する中小企業を対象とする。なお、支援対象企業（4社）については、原則として愛媛県が、えひめ脱炭素経営支援コンソーシアムと連携し、募集及び選定を行うものとする。

(2) 伴走型コンサルティングの進捗報告

個別の伴走型コンサルティングに関する毎月末の進捗状況及び翌月以降の取組みの方向性について月次レポートとしてとりまとめ、翌月10日までに愛媛県に報告すること。

(3) 成果レポート及びモデル紹介資料等の作成・提出

①本業務全体を通じた実施内容及び成果等についてレポートとして取りまとめ、委託業務完了時に愛媛県に提出すること。

②本業務により支援した各企業の取組みをモデル化し、他の中小企業が参考にできることを目的として、取組みや成果の要点をまとめた資料を作成し、委託業務完了時に愛媛県に提出すること。なお、当該資料については、愛媛県が今後構築する脱炭素ポータルサイト等において紹介を行うものとする。

6 事業計画書及び報告書の提出

(1) 受託候補者は、契約締結後遅滞なく受託候補者が提案した企画提案書をもとに、別途契約書に定める本事業の具体的な内容及びスケジュール等を示した「業務計画書」を作成の上、愛媛県に提出すること。

また、計画変更しようとする場合は、速やかに申し出るとともに、愛媛県の承諾を得ること。なお、業務の実施にあたっては、愛媛県と十分協議した上で行うこと。

(2) 委託業務完了したときは、遅滞なく委託契約書に定める「実績報告書」を愛媛県に提出し、愛媛県の検査を受けること。

(3) 愛媛県は、必要に応じて、受託候補者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

7 業務実施体制

(1) 受託候補者は、本事業を円滑に行うため、必要かつ適切な人員配置を行うこととし、本事業の実施責任者及び実施責任者に準ずる者をあらかじめ1名ずつ選任

し、愛媛県へ報告すること。

なお、実施責任者及び実施責任者に準ずる者に変更がある場合は、あらかじめ愛媛県の承諾を得ることとし、業務状況について定期的に報告すること。

(2) 愛媛県からの緊急を要する対応に、実施責任者が対応することができない場合は、実施責任者に準ずる者が対応できるよう、緊急時の管理体制を整えておくこと。

(3) 愛媛県は、業務担当者について、業務の実施に著しく不相当と認められるときは、受託候補者に対して理由を明示して変更を求めることができる。

8 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

9 その他留意事項

(1) 特許権等

本事業を行うにあたり、特許権、著作権、肖像権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下、「特許権」という。)に関する紛争が生じないように、受託候補者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の特許権等についての交渉、処理は受託候補者が行うこととし、その経費は契約金に含むこととする。愛媛県又は受託候補者が従前から所有していた写真等を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託候補者の責任と費用負担で対応すること。

(2) 著作権等

①本事業により受託候補者が新たに制作する成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利については、愛媛県に帰属するものとし、本事業により受託候補者が得られる成果物の著作権者人格権について、受託候補者は将来にわたり行使しないこと。

②受託候補者は、愛媛県が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾するものとする。

③愛媛県は、成果物を使用するにあたって、受託候補者を表示することを要しないものとする。

④受託候補者は、本事業の実施に当たり、図画その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を愛媛県が無償で使用する旨の承諾を受託候補者の責任と負担において得るものとする。

⑤前項において愛媛県が著作物を使用することができる期間は無期限とする。ただし、やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に愛媛県の承諾を得るものとする。

⑥受託候補者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないこと。

(3) 個人情報情報の保護

本事業の実施に際して知り得た個人情報については、別記 1 「個人情報取扱特

記事項」を順守し、個人情報漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(4) 秘密の保持

受託候補者及び本事業にかかわるものは、本事業に関して知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(5) 書類の保存

受託候補者は、委託費の支出について会計帳簿を備え、他の経理と区分して業務の支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておかなければならない。

また、当該支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、会計帳簿とともに業務の完了した日の属する年度の終了後5年間、保管しなければならない。

(6) 損害賠償

受託候補者は、本事業の遂行にあたり自己の責に帰すべき事由により愛媛県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

また、受託候補者の行為により第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責を負うものとする。

(7) 委託費の返還等

①本事業以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託費を受けた場合は、委託費の全部又は一部を返還させる。

②受託候補者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき又は委託業務を完了する見込みがないと愛媛県が認めるときは、委託契約を解除し、委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料を返還させ、又は損害賠償等を求めることがある。

(8) その他

①愛媛県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託候補者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託候補者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

②本仕様書に定めのない事項その他本事業を遂行するにあたり調整や疑義が生じた場合は、その都度、提案書等に基づき、受託候補者と愛媛県が協議して定めるものとする。なお、協議により決定しない場合は、愛媛県の指示によるものとする。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄し、又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料

の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。